

除雪作業へのご協力とお願いについて

12月を迎え、まもなく降雪の時期がやってきます。

岡山県及び鏡野町においては、12月1日から3月31日までを道路除雪期間と定め、鏡野町地域防災計画に基づき、積雪時の道路除雪等を実施いたします。

積雪の際には、皆様の生活道路を確保するため除雪作業を行っておりますが、迅速な交通の確保のため、下記について皆様のご理解とご協力をよろしく願いたします。



● 町所有の機械で除雪が可能な幅員の幹線生活道路を必要最低限の除雪対象路線としており、地域内の全路線が対象ではありません。

また、除雪対象の公共性の高い施設等についても、生活道路が完全に確保できた後の除雪となりませんので、あらかじめご了承ください。

● 除雪路線の沿線は、農地や住宅密集地等さまざまな状況の中、早朝から細心の注意を払い、過酷な作業をしております。

道路状況や時間の制約、また機械の構造等により、ご家庭の軒先に雪が入ったり、側溝が詰まったり等ご迷惑をおかけする恐れもあります。その際は地元の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、農地等への排雪についても併せてご理解ください。

● 町内各地区で、上下水道工事や道路改良工事を行っているため、除雪作業ができない場合があります。例年と作業順が変更になったり路線

が変更となる場合があります。

● 作業を安全で迅速に行うために、路上駐車等は絶対にしないでください。(除雪が不能になったり、物損事故の要因になります。)

また、雪の下に引っかけたり壊れるようなものがある所へは目印をお願いします。

● 路線を少しでも早く除雪するため十分な幅員の確保ができないまま次の場所へ向かったり、雪の量や状態によっては作業を行わない場合もあります。あらかじめご了承ください。

● 道路脇の田・畑に電柵トタン柵をされている方については、除雪作業で壊す恐れがありますので、各自で撤去をお願いします。

● 作業等の依頼は、各地区長を通じて役場へご連絡ください。

● 凍結防止剤の使用については、役

場建設課または各振興センター地域振興課に申し出てください。

除雪作業により施設等が壊れたり、応急措置が必要となった場合などは、建設課または各振興センター地域振興課までご連絡をお願いします。

なお、夜間のお問い合わせは、鏡野町役場の代表電話へご連絡ください。

除雪についてのお問い合わせ先

昼間(平日及び休日)

(午前8時30分～午後5時15分)

鏡野町役場 建設課(直通)

(08668) 54-20909

上齋原振興センター地域振興課

(08668) 44-2111

奥津振興センター地域振興課

(08668) 52-2011

富振興センター地域振興課

(08667) 57-2111

夜間

(午後5時15分～午前8時30分)

鏡野町役場本庁(代表)

(08668) 54-2111